

日程第26 議案第54号 財産の処分について

○議長（土井裕美子君）日程第26 議案第54号 財産の処分について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）本日、追加提案させていただきました議案についてご説明させていただきます。

議案第54号は、財産の処分についてでございます。

これは、旧高野口学校給食センターを社会福祉法人和歌山県福祉事業団に売却するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案1件についてご説明申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土井裕美子君）市長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）まず、本議案が可決された場合のタイムスケジュール、こういった形で引渡しになるのかというのがまず一点。

二点目に、和歌山県福祉事業団がこの場所を利用して、こういった活動をされる予定なのかについてお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）まず、引渡し等のスケジュールですけれども、現在、3月22日付で売買の仮契約ができております。本日の議会での承認を受けて本契約に変わるという

ことで、その後、その契約等の履行については福祉事業団と話をしてまいります。

活動の内容なんですけれども、この福祉事業団につきましても、本市におきましては障がい児・者のサービス事業を行ってございます。現在、就労継続支援A型と生活介護事業、それからグループホーム、児童デイサービスとやっておるんですけれども、今、小峰台にございます就労継続支援A型と生活介護事業の施設が手狭になってきたということで、新たに本施設を購入いただきまして、生活介護事業をこの当該施設において実施をしたいというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）一点だけお伺いします。

良いところを買っていただいてよかったですと思います。ご尽力ありがとうございます。この旧高野口の給食センターの合併して頂いた建物になろうかと思うんですけれども、これの残りの減価償却等、そういう部分だけきっちり教えといてください。売ることに反対しているわけではございません。お願いします。

○議長（土井裕美子君）答弁を求めます。答弁できますか。

教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）減価償却……。

○議長（土井裕美子君）それでは補足で、1回目の質問ということで。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）言葉に誤りがありました。申し訳ございませんでした。これを建てたのに、お金の借入れとか残りのローンというか、そういう意味です。大変失礼しました。

○議長（土井裕美子君）財政課長。

○財政課長（井上稔章君）ただ今、資料、手元にございませんで、保留させていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかにございせんか、先に。ほか、質問は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）答弁保留しておりますので、暫時休憩いたします。

（午前11時36分 休憩）

（午前11時37分 再開）

○議長（土井裕美子君）それでは、再開いたします。

ほかに質問ございせんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）先ほど、この事業団の小峰台のしている生活介護事業が手狭になったので、その事業を旧の高野口の学校給食センターで行う予定だというふうに説明を頂いたんですけども、この給食センターの中にはまだ調理施設が残っていると思うんですけども、それを使うとか使わないような事業に使用するために買われるんでしょうか。その辺だけもう一度お願いします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）本件の福祉事業団については、その設備は使用されないということでございます。

○議長（土井裕美子君）ほかに質疑する方ございせんか。

暫時休憩いたします。

（午前11時39分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（土井裕美子君）それでは、再開いたします。

先ほどの質疑に対しての答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（井上稔章君）ただ今のおただしにお答えいたします。

当該給食センターにおきましては、平成15年から、最新であれば平成23年度の起債の借入れを行っておりまして、令和3年度末にかけます残高は約7,900万円という金額になってございます。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第54号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第54号 財産の処分について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。